

# 令和2年第6回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和2年11月30日（月曜日）

## 議事日程 第1号

令和2年11月30日（月曜日）午前9時開議

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 議長諸報告  |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について  |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表   |
| 日程第 6 | 議案第 81号 みなかみ町監査委員の選任について   |
| 日程第 7 | 議案第 82号 令和2年度みなかみ町GIGAスクール構想実現のための情報機器購入契約の締結について                          |
|       | 議案第 83号 令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の締結について                              |
|       | 議案第 84号 令和2年度みなかみ町月夜野学校給食センター食器食缶洗浄機等購入契約の締結について                           |
| 日程第 8 | 議案第 85号 みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について                     |
| 日程第 9 | 議案第 86号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                                     |
|       | 議案第 87号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について                        |
|       | 議案第 88号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第10 | 議案第 89号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                                       |
| 日程第11 | 議案第 90号 みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 91号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第13 | 議案第 92号 みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例について                                      |
| 日程第14 | 議案第 93号 指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）                                      |
|       | 議案第 94号 指定管理者の指定について（みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川）                                  |
|       | 議案第 95号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）   |
|       | 議案第 96号 指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園「満天                                     |

		星の湯」)
	議案第 97号	指定管理者の指定について(みなかみ町たくみの家 木工の家)
	議案第 98号	指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」)
	議案第 99号	指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)
	議案第 100号	指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)
	議案第 101号	指定管理者の指定について(みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設)
	議案第 102号	指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野学童クラブ)
	議案第 103号	指定管理者の指定について(みなかみ町農林漁業体験実習館(豊楽館))
	議案第 104号	指定管理者の指定について(みなかみ町農産物加工施設(福寿茶屋))
	議案第 105号	指定管理者の指定について(みなかみ町手づくり郷土の香りの家)
	議案第 106号	指定管理者の指定について(みなかみ町フルーツ公園(桃李館))
	議案第 107号	指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野第2学童クラブ)
	議案第 108号	指定管理者の指定について(みなかみ町カルチャーセンター)
日程第 15	議案第 109号	利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について
日程第 16	議案第 110号	みなかみ町新町まちづくり計画の変更について
日程第 17	議案第 111号	沼田市との利根沼田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について
日程第 18	議案第 112号	令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	山田庄一君		

欠席議員 なし

## 会議録署名議員

4番	阿部清君	14番	高橋市郎君
----	------	-----	-------

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	田村勝		

## 説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	中島修一君	町民福祉課長	松井田順一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農政課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

## 開 会

午前9時 開会

議 長（山田庄一君） おはようございます。

本日議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め、常時マスクの着用をお願いいたします。

なお、アクリル板設置場所に限り、マスクを外しての発言を認めます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和2年第6回（12月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長挨拶

議 長（山田庄一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は12月定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

明日から師走になり、何かと慌ただしい年の瀬を迎え、皆様には多忙の日々をお過ごしのことと思います。谷川岳には数回の積雪があり、11月13日には、水紀行館を会場に高崎河川国道事務所主催の除雪出陣式が行われました。町といたしましても、町道除雪のために除雪センターを中心に準備に万全を期しております。

さて、令和2年は世界中が新型コロナウイルス対策に追われた1年であったと思います。みなかみ町においても、2回の補正予算を議員各位の同意を頂きながら対策に取り組んでまいりました。ここに来て、第3波ともいべき感染者の拡大が広がってきております。町民の皆様には、引き続き、感染しない、感染させない取組をお願いしたいと思います。

また、9月9日から10日にかけて、豪雨によりまして、みなかみ町において多数の災害が発生をいたしました。現在、関係機関、関係者等と調整を図りながら復旧工事の発注準備を進めております。年度内完成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

さて、12月定例議会に提案いたします案件は、人事1件、条例8件、補正予算1件、その他22件であります。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

## 開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（山田庄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

4番 阿 部 清 君

14番 高 橋 市 郎 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（山田庄一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日11月30日より12月10日までの11日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日11月30日より12月10日までの11日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議 長（山田庄一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

例年ですと、9月から11月にかけては運動会や観光イベントなど、多彩な行事が開催されてきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、多くの行事が中止や延期となり、議会活動にも影響している状況です。

このような中で、9月24日には、みなかみ町観光協会の令和2年度臨時社員総会が開催され、10月18日には、第14回福祉ふれあいフェスティバルが、新型コロナウイルスの感染防止のため、規模を縮小し、表彰のみとして行われ、11月6日には、JR東日

本ウォータービジネスみなかみ飲料工場の地鎮祭が執り行われ、出席いたしました。

10月12日及び11月16日には、定例利根郡議長会や利根沼田広域市町村圏振興整備組合の定例議員協議会が開催され、11月16日には利根沼田学校組合議会議員協議会も開催され、出席いたしました。

11月12日に執り行った故中曾根康弘元内閣総理大臣の群馬県民、高崎市民合同葬には、議員各位と共に参列いたしました。

11月25日には、第64回町村議会議長会全国大会がNHKホールで開催され、出席し、また、同日、長野原町議会による行政視察があり、副議長に対応していただきました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

---

#### 日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

**議長（山田庄一君）** 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員会委員長高橋久美子君。

（厚生常任委員長 高橋久美子君登壇）

**厚生常任委員長（高橋久美子君）** 委員長報告をさせていただきます。

10月22日に行われた厚生常任委員会の行政視察の報告をさせていただきます。

町にとり、アメニティパークのごみ処理施設が22年を経過し、機器の老朽化、RDF処理コストのコスト高など、様々な課題がある中、ユネスコエコパークに登録された町、SDGs未来都市に認定された町として、自然との共生、持続可能なエネルギー開発などの視点が、ごみ行政にも問われると思います。

また、2050二酸化炭素実質ゼロ公表の町として、木質バイオマスを中心に再生エネルギーと蓄電池の有効利用の先進的取組をしている、沼田市久屋原町のシンエネルギー開発株式会社の沼田バイオマスと川場村のウッドヴィレッジ川場の取組を視察いたしました。

シンエネルギー開発は、沼田バイオマスのほか、国内に6カ所のバイオマス発電施設を展開しています。その中の1つの米子バイオマスでは、電気を54.5メガワット発電し、12万8,500世帯に供給しています。ちなみに、沼田は50キロワットで100世帯に供給しているとのこと。沼田バイオマスの仕組みは、地元の間伐材を利用し、木質チップを作ります。これを乾燥機にかけ、乾燥チップにして熱発電球装置でガス化し、電気と熱を取り出します。取り出した電気は充電したり、施設の自家用消費にも使用します。熱はチップ乾燥用の熱源として使われます。

また、乾燥チップは発電した際、炭の粉となります。これは、バイオチャーと呼ばれています。これを堆肥に混ぜたり、石炭の代替品として有効利用できます。将来的には、バイオチャーの堆肥と半炭化したペレットの商品化で販売も視野に入れていきます。このよう

に間伐材を余すことなく徹底して利用しています。また、取り出した熱でビニールハウスを温室化し、台湾バナナを栽培し、障害者の雇用の場とする計画も進めているそうです。そして、蓄電池で災害のときに地域で利用できるシステムを考案中とのことでした。

川場村の取組も木質バイオマスの発電の仕組みは、沼田バイオマスと同じです。発電した電気は世田谷区民40軒に供給し、熱源は冬季のイチゴ栽培に利用し、田園プラザ等で販売しています。特筆すべきところは、貴重な地域資源である森林を整備し、活用することです。この取組で国土を保全し、里山景観を保ちながら林業雇用者の育成と森林の荒廃を防ぎます。林業を地域産業として復活させる目的で、木材コンビナートの一環として製材施設を整備しているところです。この取組の元となっているのが、川場村、東京農業大学、清水建設が三者それぞれの知識、経験を生かし、産官学の連携により、新しい持続可能な取組にチャレンジするグリーンバリュープログラムです。

具体的には、川場村の森林などの地域資源や再生可能エネルギーを活用した元気なふるさとづくりに取り組むため、平成24年に元気なふるさとづくり協定を三者で結びました。この取組により、新たな産業を生み出すことで村内経済の活性化が図られ、雇用の場の拡大を目指しているとのことでした。

このたびの研修で感じたことは、どちらの取組も非常にコンパクトで、エネルギーの地産地消を目指した取組です。木質バイオマスは持続可能な循環型社会につながっています。環境に配慮した、ごみ行政を行ってきた当町として、気候変動の危機が叫ばれる中、そのほかのバイオマス、また、再生エネルギーの可能性をさらに調査、研究する必要性を痛感いたしました。

それとともに、森林の活用で里山の景観を守ることは観光地として大切な資源であり、鳥獣害の対策にもなります。防災の観点からも有効な施策です。町の縦割りの視点ではなく、横断的対応で町民の幸福度アップのため、全庁的に課題に取り組み、ユネスコエコパーク、SDGs未来都市としてのまちづくりの施策を、議論を進めていかななくてはとの思いを強くいたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（山田庄一君） 以上で、厚生常任委員会委員長高橋久美子君の委員長報告を終わります。

## 日程第5 請願・陳情文書表

議長（山田庄一君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日まで受理しました請願・陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

〔巻末 参考資料〕

議長（山田庄一君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願

いたします。

---

日程第6 議案第81号 みなかみ町監査委員の選任について

議長（山田庄一君） 日程第6、議案第81号、みなかみ町監査委員の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第81号についてご説明申し上げます。

現在、監査委員である、みなかみ町後閑157番地の澁谷正誼氏の任期が令和2年12月9日に満了となります。澁谷氏は、地方自治法第196条第1項に謳われておりますように、人格が高潔で、町の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有しており、監査委員として適任でありますので、引き続き、澁谷氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4年であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第81号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第81号の質疑を終結いたします。

これより議案第81号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第81号の討論を終結いたします。

議案第81号、みなかみ町監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号、みなかみ町監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

---

日程第7 議案第82号 令和2年度みなかみ町GIGAスクール構想実現のための情報機器購入契約の締結について



議案第83号 令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の締結について

議案第84号 令和2年度みなかみ町月夜野学校給食センター食器食缶洗浄機等購入契約の締結について

議長（山田庄一君） 日程第7、議案第82号、令和2年度みなかみ町GIGAスクール構想実現のための情報機器購入契約の締結についてから、議案第84号、令和2年度みなかみ町月夜野学校給食センター食器食缶洗浄機等購入契約の締結についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第82号から議案第84号について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第82号、令和2年度みなかみ町GIGAスクール構想実現のための情報機器購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本事業については、町内全ての小中学校、児童生徒1人に1台の端末を整備するため、群馬県教育委員会において実施する第1期共同調達に参加し、情報端末機器及び情報端末の単価、事業者の選定に関する一切の権限を群馬県教育委員会教育長に委任しました。群馬県教育委員会によって、事業者の公募、総合評価方式により審査した結果、事業者が群馬県高崎市高松町3番地、東日本電信電話株式会社群馬支店に決定をいたしました。

群馬県による共同調達のため、競争入札に適さない業務として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、東日本電信電話株式会社群馬支店に対し、11月18日に見積入札に付した結果、同業者が5,244万3,600円で落札となりました。

当該者を契約の相手方として物品購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事の工事請負変更を締結するものであります。令和2年9月議会において契約締結の議決を経て施工をしてきたところではありますが、建物基礎において校舎新築時の実質資料に基づき地盤改良を行う設計でありましたが、実際の支持地盤は計画より浅く、ラップルコンクリートの打設により支持力を確保できることが判明したため、建築確認を得て工法を変更し、工事費が約300万円の減額となります。

一方、既存校舎と新築図書室を結ぶ連絡通路及び既存校舎の取付け部の改修については、連絡通路の延長により防火区画等の設計に不測の日数を要しましたが、このたび本工事に含めて施工し、工事全体の工期の短縮を図りたいと考えます。これに関する増額は約1,600万円となります。全体では1,233万1,000円増額し、契約金額を1億8,613万1,000円として変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第84号、令和2年度みなかみ町月夜野学校給食センター食器食缶洗浄機等購入契約の締結についてご説明申し上げます。

月夜野学校給食センターは、平成17年4月に現在の場所に設置され、既に15年が経過しております。当時導入した調理設備の老朽化が進み、整備対象の自動食器食缶洗浄機及び自動食器浸漬機は不具合による備品交換などで年々修理費用が増加、部品の調達も難しくなっております。代替部品での対応も増え、費用増加の一因となっております。また、老朽化による配管軟部の腐食が原因と思われる食器等への汚れの付着により食器の洗い直しが必要となるケースも増えております。

このような状況を踏まえ、洗浄作業が安定的に、かつ安全で衛生的に進められるよう、さらには児童生徒に安全・安心な給食を提供できるよう、当該設備を更新するものであります。

令和2年11月25日に指名競争入札を行った結果、2,351万2,500円で群馬県高崎市和田多中町13番1号、株式会社中西製作所群馬営業所所長、藤原崇史が落札をいたしました。

当該者を契約の相手方として物品購入契約を締結したく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（山田庄一君）** 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第82号について質疑ありませんか。

11番石坂武議員。

**11番（石坂 武君）** 何台購入して、生徒1人当たりに係る金額は幾らか、その辺まず教えてください。

**議長（山田庄一君）** 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

**学校教育課長（高橋康之君）** お答えいたします。

まず、台数についてでございますけれども、1,200台を購入する予定でございます。価格につきましては、群馬県の共同調達によります基本費用が3万2,430円ということになっております。これにつきましては、端末本体の価格、それから、1年間のメーカー保証、それとグーグルのライセンス費用などが含まれております。実際の購入価格は3万9,730円になっておりますので、群馬県の共同調達によります基本費用3万2,430円に、みなかみ町のネットワークに対応した設定作業、それから、各学校に指定した保管場所までの搬入設置費用といたしまして3,700円を加算しております。また、セキュリティ強化といたしまして、きめ細かなフィルタリングを行う支援費用として900円を加算しております。さらに、学校の運用負担軽減といたしまして、学校から端末操作や運用に関する問合せを行うサポートデスクの費用として1,200円、それと、今回導入いたしますクラウド型のグループウェアというものがございます。これについては、メール機能、あるいはビデオ会議機能、メッセージのやり取り、共有カレンダー、簡易な文書の作成など、そういったものが行えるグループウェアに関する問合せ、それから、簡

易な教材テンプレートの提供などを行う運用サポート費用としまして1,500円を加算しております。群馬県の共同調達によります基本費用に、ただいま申し上げました各学校への設定作業やセキュリティー強化、それから、学校の運用負担軽減等の経費を付加いたしまして、1台当たり3万9,730円と設定しております。

以上です。

議長（山田庄一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） ありがとうございました。

構想実現に向けての取組については期待大というところなんですけれども、実際に機器を使って教える側の体制はどうなっているか教えていただけますか。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

1人1台の機器端末導入と併せまして、各学校のそれぞれのWi-Fi環境の設定も進めております。そのWi-Fi環境の設定と併せまして、各学校にタブレットの収納庫の設置も今現在進めておりますので、年内にはそれぞれの保管庫の設置が完了する予定であります。その保管庫までの納入について今回の契約に含まれておりますので、年明け早々から準備をしまして、1月の半ばには全ての学校に端末が納入されるという予定で進めております。

それと並行しまして、学校のICTのいろいろ支援をしていただくICTサポーターにつきましても、今年度、国庫補助事業にのっておりますので、これにつきましては、先ほどNTT東日本の群馬支社が今回の端末の導入業者として選定されておりますけれども、そのグループ会社でありますNTTデータカスタマーサービス株式会社、こちらのほうでICTサポーターの研修、それから、24時間のサポートデスク、それから、それぞれの学校に二、三時間、サービスエンジニアが常駐して学校の先生方のサポートに当たるなど、幾つかのメニューをご提案いただいておりますので、その辺を踏まえて、端末が導入される時期と合わせて学校のほうに研修等に入ればという形で現在、調整を進めているところでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） ありがとうございました。

サポート常駐の期間というのが当然あるんだと思うんですけれども、期間的にはどの程度なんでしょうか。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

現在まだ、それぞれの学校の状況、それから、研修の回数とか期間とか、これから調整を進めていくところでございますけれども、基本的には、まず年度内に集中的にサポートをして、また、来年度以降についても、ある程度支援をしていかなければならないかなど

いうふうには考えてはおります。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

12番中島君。

12番（中島信義君） ちょっと教えてもらいたいんですが、予備というものも多分あると思うんですけれども、小学校何台、中学校何台、先生何台、予備等の数を教えていただきたいのと、あと、場合によっては生徒自身が自宅に持って帰って勉強したいというようなことが可能かどうかも含めてお答えいただければと思いますが、お願いします。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

それでは、それぞれの学校ごとの数字を申し上げたいと思います。

まず、小学校でございます。児童数と教職員、予備分を含めまして、古馬牧小学校で200台、桃野小学校で178台、月夜野北小学校で48台、水上小学校で116台、藤原小学校で11台、新治小学校で200台、次に中学校ですが月夜野中学校で224台、水上中学校で75台、藤原中学校で21台、新治中学校で122台、その他、教育委員会の事務局用といたしまして5台、合計で1,200台ということでございます。

2番目の質問でございますけれども、まず基本的にはGIGAスクール構想ということで、学校のWi-Fi環境を整えて、そこでタブレットを活用していくということが基本でございますので、今のところ、貸出しというものは考えておりません。しかしながら、今後、家庭学習の充実、あるいはコロナ禍の感染症の拡大等も視野に入れますと、その辺についても具体的な検討が必要になってくるかなというふうには考えておりますけれども、基本的には、まず、先生方にも子供たちにも端末に慣れていただき、それを授業の中で活用していくことが重要であるというふうに考えておりますので、今後、検討していくということになるかと思っております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第82号の質疑を終結いたします。

次に、議案第83号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第83号の質疑を終結いたします。

次に、議案第84号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第84号の質疑を終結いたします。

---

議長（山田庄一君） これより議案第82号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第82号の討論を終結いたします。

議案第82号、令和2年度みなかみ町GIGAスクール構想実現のための情報機器購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号、令和2年度みなかみ町GIGAスクール構想実現のための情報機器購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

議長(山田庄一君) これより議案第83号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第83号の討論を終結いたします。

議案第83号、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号、令和2年度みなかみ町立月夜野中学校図書室新築工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

議長(山田庄一君) これより議案第84号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第84号の討論を終結いたします。

議案第84号、令和2年度みなかみ町月夜野学校給食センター食器食缶洗浄機等購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号、令和2年度みなかみ町月夜野学校給食センター食器食缶洗浄機

等購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第85号 みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議長（山田庄一君） 日程第8、議案第85号、みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第85号につきましてご説明申し上げます。

令和2年6月の公職選挙法の改正により、町村の選挙における立候補の環境改善を目的として、選挙公営の対象が拡大されました。具体的には、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について、一定の金額を限度として公費から支払うことが可能となります。各地方公共団体が選挙公営を行う場合、条例による定めが必要となることから、新たに選挙運動の公費負担に関する条例を制定するため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第85号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第85号の質疑を終結いたします。

これより議案第85号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第85号の討論を終結いたします。

議案第85号、みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号、みなかみ町議会議員及びみなかみ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

- 日程第9 議案第86号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第87号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
 議案第88号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第9、議案第86号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第88号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第86号から議案第88号について人事院勧告に伴う改正のため、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案第86号についてご説明申し上げます。

人事院は、10月7日に民間給与との格差に基づき、特別給の支給を0.05月引き下げる勧告を行いました。また、群馬県人事委員会においても、人事院勧告に準じた勧告がされており、これらの勧告を踏まえて、本町においても職員の給与等について改正条例を提出するものであります。

今回の改正は、特別給について年間4.5月を4.45月に0.05月分の引下げを行うものであります。本年度においては、12月期の期末手当の支給において、年間支給月数の引下げを行い、併せて令和3年度以降の6月期、12月期の支給月数についても改正を行います。

次に、議案第87、88号についてご説明申し上げます。

みなかみ町長、副町長及び教育長並びに議会議員の特別給について、国の特別職に準じ、年間期末手当を0.05月分の引下げを行うものであります。国においては、一般職の国家公務員給与改定とともに、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が既に国会に提出されており、施行期日、支給方法等については、一般職と同様に実施をします。

以上が改正の主な内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第86号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第86号の質疑を終結いたします。

次に、議案第87号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第87号の質疑を終結いたします。

次に、議案第88号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

---

議長(山田庄一君) これより議案第86号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第86号の討論を終結いたします。

議案第86号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

議長(山田庄一君) これより議案第87号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第87号の討論を終結いたします。

議案第87号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

議長(山田庄一君) これより議案第88号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第88号の討論を終結いたします。



議案第88号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第89号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第10、議案第89号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第89号についてご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行となります。これに伴い、関連する条例について改正を行うものであります。

第23条の改正は、国民健康保険税の減額の基準について所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものであります。

附則第4項の改正は、公的年金等に係る所得に関わる国民健康保険税の課税の特例について、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第89号について質疑ありませんか。

15番 久保君。

15番(久保秀雄君) 今回の改正については、地方で法律改正があって、それに合わせると、こういう形だと理解をしております。

6月の議会の中で今、コロナ禍の中で低所得者を援助とか、低所得者に対する援助という制度が設けられたと思います。そのときの審議の中で、条例改正については6月までですと、それで、6月以降については条例の運用でありますと、こういう答弁を頂いています。今回の改正と、それらについての関わり方、それから、運用でやりますと、こういう答弁を頂いているわけですが、その運用とはどんな形の方策なのかなどお聞きをしたいと思います。

議長（山田庄一君） 税務課長。

（税務課長 中島修一君登壇）

税務課長（中島修一君） お答えいたします。

まず、今回の改正につきましては、個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しということでございます。令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおきまして、給与所得控除、それから、公的年金控除からその金額が10万円引き下げられまして、基礎控除へ10万円の振替を行うことによりまして、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に関わる所得について所要の見直しを行うものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の減税の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるということが主な内容でございます。6月議会で議決いただいた条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の減免の対象とするための条例改正で、今回の改正は国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について所要の規定の整備等を行うものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（山田庄一君） 運用というのが何か。

（税務課長 中島修一君登壇）

税務課長（中島修一君） すみません。運用で対応できるものについては運用で対応させていただきたいということなのですが、今回の場合は所得課税の見直しについての関係で、日にちのほうは令和3年1月1日施行の関係となりますので、運用では対応できないということでございます。よろしく願いいたします。

議長（山田庄一君） 久保議員、いいですか。

15番（久保秀雄君） 今回のこの改正と6月の出てきたのが違います。そこは理解できました。それで、6月のときから9月まで条例で定めたと、それで、9月以降どうするんですかと、こういう質問したところ、9月以降については、その条例が切れますけれども、運用でやっていますと、こういう答弁を頂いたわけです。そうすると、条例的には9月で切れちゃっているんですけれども、その後、運用でやりますと。そうすると、単純な話をして、6月から9月までは条例を作らなければできなかつたと、それ以降は、運用でできますよと、こういう話に理解をしています。そうすると、その運用というのはどういう形で回していくのかなと、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

議長（山田庄一君） 税務課長。

（税務課長 中島修一君登壇）

税務課長（中島修一君） その運用というものにつきましては、税に関しては特に運用というものはなかったと思うんですけれども。

議長（山田庄一君） 久保議員。

15番（久保秀雄君） 6月の定例議会の中で、税務課長でなく町民福祉課長が運用でやりますよと、こういう答弁をしているのがあると思うんです。だから、その辺のところは9月以降、ど

ういう扱いでやっているのかなと、そこをちょっと教えていただきたいなど、こういうことです。

議長（山田庄一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 松井田順一君登壇）

町民福祉課長（松井田順一君） お答えします。

国保でやったのは失業保険というその間にコロナによって収入がなくなった方の保険というんですかね、を給付しますよというのは、9月までは条例で定めるんですけども、それ以降の国等により延期された場合には規則並びに要綱等で、その期間のほうは変えていきますということになっております。

議長（山田庄一君） 久保議員、3回になりました。多分、今の説明はよく分からないんじゃないかと思うんだけど、これは後日、ちゃんと当局のほうで説明ができるように整理してから全協か、どこかの場でちゃんと説明してもらえればと思います。

暫時休憩します。時間は10時までとします。

（9時52分 休憩）

---

（9時59分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

---

議長（山田庄一君） 先ほどの久保君からの質問に対しては、既に3回になりましたけれども、会議規則第55条ただし書によって、議長が特に発言を許しますということがありますので、久保議員には再度、要点を絞って分かりやすく質問をお願いしたいと思います。

15番（久保秀雄君） 今、議長の計らいで発言を許可いただきましたので、発言をさせていただきたいと思います。

先ほど来の質問の中で、今回のこの条例改正についてはコロナ禍での負担の低減を図ると、これとは別物だということを理解できました。ただ、前回の中でも9月以降については運用でやりますと、こういう話が出ていました。その関係について、これとの関わりはどうかと、そういう質問をさせていただいたつもりであります。そうすると、先ほどの町民福祉課長の答弁で、規則だとか細則だとか、そういうものの中で運用すると、そこまで理解できます。また、その詳細については、別途また、自分で教えていただきたいなど、こんなふうに考えています。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

これより議案第89号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第89号の討論を終結いたします。

議案第89号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第90号 みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第11、議案第90号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第90号についてご説明申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令が、令和2年10月1日に施行されたことに伴い、関連する条例について改正を行うものであります。

第1条の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴う条ずれへの対応であります。事業者は群馬県知事に承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業をする場合、支援措置が受けられます。事業者に課する固定資産税の課税免除をした場合の減収額の普通交付税による補填の規定を整備したものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第90号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第90号の質疑を終結いたします。

これより議案第90号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第90号の討論を終結いたします。

議案第90号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号、みなかみ町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第91号 みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第12、議案第91号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第91号につきましてご説明申し上げます。

みなかみ町手数料徴収条例第2条第39号で、マイナンバー通知カードの再交付手数料を定めておりますが、国が通知カードの新規発行等を定めた政令を令和2年5月25日をもって廃止したことに伴い、第39号を削除し、第40号を第39号とするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第91号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第91号の質疑を終結いたします。

これより議案第91号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第91号の討論を終結いたします。

議案第91号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたし

ます。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、みなかみ町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第92号 みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第13、議案第92号、みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第92号についてご説明申し上げます。

みなかみ町保健福祉センターにつきましては、地域保健法に基づき、平成17年に、みなかみ町保健福祉センター条例を設置し、事業を行っておりますが、保健福祉センターの目的を効果的に達成するための条例改正であります。

改正の内容といたしましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に保健福祉センターの管理を行わせることができる条文を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第92号について質疑ありませんか。

15番久保君。

15番(久保秀雄君) 今、町長のほうの提案の説明で、福祉センターの管理をやらせることができると、こういう説明をいただきました。今日までも相当な建築してから経過をしております。いろいろな指定管理についても50万と、こういう一定の線を区切ってやっているとありますが、これからその辺の線引き、基本的にはどういうところまでというか、その辺のところと、もう一つ、下のところで利用料の一部を納付金として指定管理者から徴収することができる、こういう条文も入っております。

今までのというか、現実でいくとなかなかそういうものを徴収をするというのは難しいのかなと思いますけれども、その辺のところはどんな想定をしているのかと、お聞きをしたいと思います。

議長(山田庄一君) 子育て健康課長。

(子育て健康課長 上村真弓君登壇)

子育て健康課長(上村真弓君) お答えいたします。

すでに老朽化をしておりますので、いろいろな修繕に関してはこれから状況に応じまし

て検討していきたいと考えております。

それから、利用料につきましては、現在も会議室等、設定はしておりますが、ほとんどが町内で収益を要するものではございませんので、免除という形でしております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。

これより議案第92号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第92号の討論を終結いたします。

議案第92号、みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号、みなかみ町保健福祉センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（山田庄一君） ここで暫時休憩します。10時20分開始とします。

（10時11分 休憩）

（10時20分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

日程第14 議案第 93号 指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）

議案第 94号 指定管理者の指定について（みなかみ町健康福祉施設 湯テルメ・谷川）

議案第 95号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）

議案第 96号 指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園 「満天星の湯」）

議案第 97号 指定管理者の指定について（みなかみ町たくみの家 木工の家）

議案第 98号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター「上牧 風和の湯」）

議案第 99号 指定管理者の指定について（猿ヶ京温泉屋内運動場）

- 議案第100号 指定管理者の指定について（湯宿温泉屋内運動場）
- 議案第101号 指定管理者の指定について（みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設）
- 議案第102号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野学童クラブ）
- 議案第103号 指定管理者の指定について（みなかみ町農林漁業体験実習館（豊楽館））
- 議案第104号 指定管理者の指定について（みなかみ町農産物加工施設（福寿茶屋））
- 議案第105号 指定管理者の指定について（みなかみ町手づくり郷土の香りの家）
- 議案第106号 指定管理者の指定について（みなかみ町フルーツ公園（桃李館））
- 議案第107号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野第2学童クラブ）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（みなかみ町カルチャーセンター）

議長（山田庄一君） 日程第14、議案第93号、指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）から、議案第108号、指定管理者の指定について（みなかみ町カルチャーセンター）まで、以上16件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第93号から、議案第108号まで一括してご説明申し上げます。

今回上程させていただきますのは、本年度において指定管理期間が満了する施設が10施設、指定管理者から指定の取消しの申出により再指定する施設が4施設、新たに指定管理者を指定する施設が2施設、合計16施設であります。

内容につきましては、11月19日に、みなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、審議いただいたところであります。

具体的な内訳につきましては、みなかみ町公衆浴場（いこいの湯）、みなかみ町健康福祉施設（湯テルメ・谷川）、みなかみ町ふれあい交流館、みなかみ町猿ヶ京温泉交流公園（「満天星の湯」）、みなかみ町たくみの家 木工の家、みなかみ町ふれあい・やすらぎ温泉センター（「上牧 風和の湯」）、猿ヶ京温泉屋内運動場、湯宿温泉屋内運動場、みなかみ町猿ヶ京温泉給湯施設、みなかみ町月夜野学童クラブの10施設につきましては、それぞれの施設において設置当時からの様々な経緯などを考慮し、また、今までの適正管理の実績を踏まえ、特例指定として現在管理している管理者を指定するものであります。

次に、みなかみ町農林漁業体験実習館（豊楽館）、みなかみ町農産物加工施設（福寿茶屋）、みなかみ町手づくり郷土の香りの家、みなかみ町フルーツ公園（桃李館）の4施設につきましては、一般財団法人みなかみ町農村公園公社と株式会社たくみの里との共同事業体である、たくみの里共同事業体による管理に移行するため、改めて指定管理者の指定を行うものであります。

次に、新たに指定管理者を指定する月夜野第2学童クラブにつきましては、令和3年4月1日にテレワークセンターMINAKAMI内に設置される予定であり、テレワークセンターに参入している他事業者との調整が不可欠なことから、テレワークセンターの施設



管理者である一般社団法人コトハバを特例指定として指定管理者に指定するものであります。

なお、一般社団法人コトハバは、規定の研修を修了した放課後児童支援員を有しており、学童クラブの運営に関しても指定管理者として問題はありません。

次に、みなかみ町カルチャーセンターにつきましては、公募による選定を行いましたところ、1者の応募がありました。選定された一般社団法人みなかみ町シルバー人材センターは、地域に密着した団体で、定期的な音楽イベントの実施や高齢者の能力を生かした各種文化教室の開催、利用者が行ったイベントのDVDを作成し、販売する等、様々な自主事業を計画しています。また、ホールの運営につきましては、音楽イベント運営権者を配置するほか、運営に必要な有資格者や技術経験者の雇用も予定されており、施設運営に支障はありません。

なお、指定期間につきましては、全ての施設において令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。

以上、一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第93号、指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）から、議案第108号、指定管理者の指定について（みなかみ町カルチャーセンター）まで、以上16件の質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号、指定管理者の指定について（みなかみ町公衆浴場 いこいの湯）から、議案第108号、指定管理者の指定について（みなかみ町カルチャーセンター）まで、以上16件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

#### 日程第15 議案第109号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について

議長（山田庄一君） 日程第15、議案第109号、利根沼田学校組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第109号につきましてご説明申し上げます。

本協議は、利根沼田学校組合規約における理事長、副理事長及び理事の人員構成及び任

期について、現状との齟齬を修正するために規約の一部を改正し、併せて規約縦書きを左横書きへと見直しを行うものであります。

地方自治法第290条の規定により、本規約の変更について議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第109号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第109号の質疑を終結いたします。

これより議案第109号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第109号の討論を終結いたします。

議案第109号、利根沼田学校組合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号、利根沼田学校組合規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第110号 みなかみ町新町まちづくり計画の変更について

議長（山田庄一君） 日程第16、議案第110号、みなかみ町新町まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第110号についてご説明申し上げます。

新町まちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、旧月夜野町、旧水上町及び旧新治村が合併後の新町の一体化を推進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため策定した、平成17年度から平成32年度までの16年間の計画であります。

今回の計画変更につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に関わる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、合併特例事業債の発行可能期間が5年間延長されたことから、引き続き、町村合併に起因する事業、本町の一体性の確立や均衡ある発展に寄与する事業等に取り組むに当たり、合併特例事業債を活用するため、計画を

変更するものであります。

変更の内容ですが、新町まちづくり計画の計画期間を法令のとおり令和7年度末まで延長し、それに伴い人口推計や財政計画を変更するもので、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、同条第8項の規定による群馬県知事との協議につきましては、令和2年9月18日に終了していることを申し添えさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第110号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第110号の質疑を終結いたします。

これより議案第110号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第110号の討論を終結いたします。

議案第110号、みなかみ町新町まちづくり計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号、みなかみ町新町まちづくり計画の変更については原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第111号 沼田市との利根沼田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について

議長（山田庄一君） 日程第17、議案第111号、沼田市との利根沼田地域定住自立圏形成に関する協定の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第111号につきましてご説明申し上げます。

沼田市との利根沼田地域定住自立圏形成に関する協定の締結について、みなかみ地域会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

かねてより沼田市が中心市となり、利根沼田地域定住自立圏の形成に向けた取組を進めてきております。地方創生を進める上で、市町村間連携は極めて重要なことと認識をしております。今回の協定では、関係市町村と具体的な検討を進めた結果、既存事業の中から

既に連携が進んでいるもの、連携が容易なものを中心に、医療、福祉、教育など、9分野、15事業について協定するものであります。

なお、中心市の沼田市議会においても、同様の議案が並行して上程されており、両議会の可決以降、協定締結となるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第111号、沼田市との利根沼田地域定住自立圏形成に関する協定の締結についての質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号、沼田市との利根沼田地域定住自立圏形成に関する協定の締結についての質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

---

#### 日程第18 議案第112号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について

議長（山田庄一君） 日程第18、議案第112号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第112号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,555万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億583万5,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、人事異動及び給与改正に伴う職員人件費の減額であります。

また、職員人件費以外では、2款総務費、1項総務管理費では、猿ヶ京温泉交流公園（満天星の湯）管理運営事業745万8,000円の増額が主なものであります。

3款民生費、1項社会福祉費では、後期高齢者医療療養給付費負担事業2,385万3,000円の増額です。2項児童福祉費では、学童クラブ整備事業400万円、にいほろ子ども園環境整備事業220万円の増額です。

6款農林水産業費、1項農業費では、フルーツ公園（桃李館）管理運営事業105万4,000円の増額です。

9款消防費、1項消防費では、防災行政無線整備事業100万円の増額です。

10款教育費、1項教育総務費では、中学生海外派遣事業664万円の減額、2項小学校費600万円、3項中学校費300万円の増額は、国の学校保健特別対策事業費により新型コロナウイルス感染症対策のための町内の各小中学校に補助金を計上するものであります。4

項高等学校費では、利根沼田学校組合（利根商）地方交付税交付事業1,435万7,000円の増額です。5項社会教育費では、町指定文化財管理事業80万円の増額であります。

11款災害復旧費では、2項土木施設災害復旧費1,910万円の増額は、9月9日の豪雨災害に伴うものであります。

財源となる歳入補正の主なものは、地方交付税4億5,336万6,000円の増額、国庫支出金998万6,000円の増額、繰入金4億2,959万9,000円の減額、地方債3,180万円の増額です。

なお、地方債補正につきましては、第2表のとおりであります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第112号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についての質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）についての質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

---

散 会

議長（山田庄一君） 以上で、本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日12月1日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（10時37分 散会）